

家庭用有料ごみ袋 非課税世帯確認のための 同意書の提出

指定収集袋で排出する家庭ごみの処理手数料には、減免制度があります。令和7年度から家庭用有料ごみ袋の減免を希望する方は、住民税非課税世帯であることを、市で確認することに同意するための書類（同意書）の提出が必要です。

※既に同意書を提出済みで、内容に変更しない方は、提出不要

●以前に提出した同意書の内容に変更がある方

●令和6年度の住民税が非課税世帯で、同意書を提出したことがない次に該当する方

- ＊65歳以上のみの世帯
- ＊身体障害者手帳1級か2級の交付を受けている方がいる世帯

＊東京都愛の手帳1度か2度の交付を受けている方がいる世帯

＊精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯

提出方法 12月20日(金)まで

※同意書は、市ホームページからもダウンロードできます。

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(平日)

提出・問合せ 生活環境課 清掃・リサイクル係、五日市出張所市民総合窓口係（提出のみ）

生ごみを減らそう 生ごみ堆肥化講習会

ダンボール方式コンポストとEM菌生ごみ処理容器の使用方法の説明を行います。

ました。誤って排出されると火災に繋がるほか、処理業者から受入れを断られることもありま。適切に分別するようお願いします。分別方法については、資源とごみのカレンダーの25ページをご覧ください。

▽申込み・問合せ 生活環境課 清掃・リサイクル係

市ホームページ



西秋川衛生組合 年末・年始の持ち込みごみの 受入れについて

年末・年始は、ごみの持ち込みの混雑が予想されます。ごみ収集車との混乱を避けるため、受

家庭から出る可燃ごみの約40%が生ごみです。生ごみを堆肥に変えて、資源として再活用し、ごみの減量に取り組みましょう。

日時 12月11日(水) 午前10時30分～11時30分

場所 市役所3階301会議室

講師 廃棄物減量等推進員等

対象 市内在住の18歳以上の方

定員 15組(申込み順)

持ち物 筆記用具

費用 無料

申込み方法 電話か電子申請で申し込んでください。

申込み・問合せ 生活環境課 清掃・リサイクル係

電子申請



違法な不用品回収業者を 利用しないでください

不用品を回収する旨のチラシを投函する業者がいます。ごみの収集を事業で行うには市の許可が必要ですが、県境をまたいで回収し、古物商と称して無許可で回収を行って例が報告されています(古物商免許で収集を行う場合は、対価を支払うことが原則です。リサイクルショップ等店舗型は、一部例外があります)。

違法な不用品回収業者が、値がつかない物品を山林へ不法投棄するなどの問題も発生しています。不法投棄防止と適正な資源循環のためにも、資源とごみを正しく分別して捨てましょう。リユース目的で売却する場合は、店舗・対価の有無を必ず確認しましょう。粗大ごみは、表1の収集業者に申し込んでください。

外があります)。

違法な不用品回収業者が、値がつかない物品を山林へ不法投棄するなどの問題も発生しています。不法投棄防止と適正な資源循環のためにも、資源とごみを正しく分別して捨てましょう。リユース目的で売却する場合は、店舗・対価の有無を必ず確認しましょう。粗大ごみは、表1の収集業者に申し込んでください。

▽問合せ 生活環境課 清掃・リサイクル係

対象地区	粗大ごみ 収集業者
草花 菅生 瀬戸岡 原小宮 引田 淵上 上代継 下代継 油平 秋川 引田区画整理地内	浦野産業 ☎558-9563
雨間 野辺 小川 小川東 二宮 二宮東 平沢 平沢東 平沢西 切 欠 牛沼 秋留	島田産業 ☎595-2888
山田 上ノ台 網代 伊奈 横沢 三内 五日市 小中野 小和田 留深 原 高尾 館谷 館谷台 入野 沢 戸倉 乙津 養沢 小峰台	松村ダスト ☎596-4969

屋外での焼却行為について



屋外での焼却行為は、都の条例などで原則禁止されています。

●伝統的行事、風俗慣習上の行事に伴うもの(どんど焼きなど)

※次の例外があります。

●学校行事、社会教育活動上必要なもの(キャンプファイヤーなど)

●病虫害防除、肥料作り、土壌改良など農業や林業を営む上で行わざるを得ないものなど

※例外的焼却行為でも、周辺環境への影響を配慮し、近所の理解を得るなどの最大限の配慮をしてください。近隣住民などから苦情があったときは、焼却行為を中止していただく場合があります。ご理解、ご協力をお願いします。

▽問合せ 生活環境課 生活環境係(ごみ等の焼却行為)、農林課 農政係(農地での焼却行為)

建物等の解体・ リフォーム工事の前には 石綿事前調査が必要です

建築物・工作物の解体・リフォーム(改造・補修)工事(以下「解体等工事」)を行う場合は、建築時期、規模、用途に関わらず、全ての建築物・工作物において石綿含有建材が使用されているかどうか事前に調査することが、大気汚染防止法で義務づけられています。

解体等工事のうち、次のいずれかに該当する場合は、石綿含有建材の有無にかかわらず、事前調査結果の報告も必要です。

- 建物の解体：作業対象となる床面積の合計が80平方メートル以上
- 建築物のリフォーム：請負代金の合計が100万円以上
- 工作物の解体・リフォーム：請負代金の合計が100万円以上

▽報告窓口 市内で行う工事は、対象・規模で報告窓口が異なります(表2のとおり)。事前調査結果の報告は、原則、石綿事前調査結果報告システムで行います。

▽事前調査を行う方 解体等工事を行う元請業者か自主施工者(業者に依頼しないで自ら施工する者)

※令和5年10月から次に該当する方による事前調査が義務化されました。

- 建築物石綿含有建材調査者資格を有する方
- 令和5年9月までに(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録された方

※事前調査結果報告書は、大切に保管してください。工事現場の見やすい場所へ調査結果を掲示し、現場にも調査結果を備え付けてください。

●吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材が使用されている場合は、作業実施の届出が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

▽その他 詳しくは、東京都アスベスト情報サイトをご覧ください。

▽問合せ 生活環境課 生活環境係

工事の対象・規模	報告窓口(問合せ先)
・延べ面積が2,000㎡未満の建築物	生活環境課生活環境係
・延べ面積が2,000㎡以上の建築物 ・全ての工作物	東京都多摩環境事務所 環境改善課 (☎042-523-0238)

東京都
アスベスト
情報サイト

